

保険・年金 フォーカス

ドイツのリースター年金改革案に 思う

-終身性と安定性なくして年金制度の手本たりうるか-

保険研究部 主任研究員 磯部 広貴

(03)3512-1789 e-mail: h-isobe@nli-research.co.jp

1—はじめに

少子高齢化が進展する中、どの国の年金制度も今後の持続が難しい状況にある。

ドイツにおいて今世紀初頭、公的年金の給付水準を引き下げつつ、政府による経済的援助とともに私的年金の拡大を図るリースター年金が導入された。中長期的な財政負担を抑制しながらも年金制度全体として所得代替率¹を維持し、高齢者の生活の安定を図る施策として高い評価を得た。わが国においても、年金制度の将来像を語るに際し参考あるいは手本として研究されてきたところである。

さりながら制度導入から20年超が経過し、現在は同国にて改革案が議論されている。

このレポートではリースター年金の概要を振り返り、現在の改革案に対する所見を述べることにしたい。

2—手本となったリースター年金とは

リースター年金は2001年のシュレーダー政権による年金制度改革を受けて2002年より導入された。リースターとはその当時の連邦労働社会大臣のラストネームである。任意加入の私的年金であり、制度見直しが行われた2005年頃より契約件数は順調に増加し、2014年には1,600万件を超えた。公的年金に加入する被用者²と配偶者が主な対象であるところ、その約3分の1が加入している。

2016年、生命保険協会は「安心社会を実現するための社会保障制度の構築に向けて—公的年金を補完する『長寿安心年金』の創設—」において、リースター年金に範を取った新たな年金を提言した。そのときに手本となったリースター年金の概要を知るため、当該提言の24~26頁より以下の通り抜粋したい。

¹ 現役世代の収入に対する年金の比率。

² ドイツにおいて自営業者は基本的に公的年金が適用されないため、リースター年金の対象とはならない。自営業者へは2005年にリユールupp年金が導入されたものの、政府による経済的援助はない。

<制度の主な特徴>

- ・被用者を対象とする任意加入の「私的年金」
- ・政府から補助金・所得控除の政策支援あり
- 終身年金保険の組込みが必須、元本保証
- 年金プラン・貯蓄プラン・投信プラン・住宅リースターから選択が可能

<要件>

- ・下記 5 つの要件を満たし、連邦中央税務庁による商品認証が必要
 1. 支給開始年齢は 62 歳 または法定年金支給開始年齢のいずれか早い方以降
 2. 年金給付時の元本（自己拠出金+補助金）を保証
 3. 遅くとも 85 歳支給開始の終身年金保険を付加する
 4. 新契約締結費用を最低 5 年間で毎年均等償却する
 5. 他のリースター契約への移管が可能

<税制>

- ・ E E T 方式（拠出時非課税、運用時非課税、給付時課税）

<掛金>

- ・最低掛金として年間 60 ユーロ(7,800 円)の拠出が必要

<給付>

- ・ 62 歳（または法定年金支給開始年齢のいずれか早い方）以降、終身年金の選択が基本であるも、年金支給開始時のみ年金原資の 30%までの一時金受給が可能

<補助金>

- ・基本補助金：年間 154 ユーロ（20,020 円）
- ・児童補助金：子ども 1 人につき年間 185 ユーロ(24,050 円)
(2008 年以降生まれた子の場合は年間 300 ユーロ（39,000 円）)
- ・加入一時金：25 歳以下の者に対して 200 ユーロ(26,000 円)

<補助金満額受給のための要件>

- ・「前年所得（公的年金保険料の算定対象となる社会保険料算定報酬）× 4% - 補助金」*
(掛金総額のうち、年間 2,100 ユーロ(273,000 円)を上限に所得控除も可能)

*筆者注：補助金満額受給のためには「」内の金額以上の自己拠出が必要

本人の想定以上に長生きした場合に生活に困窮する事態（長生きリスクまたは長寿リスク）に備えて年金の給付を終身（加入者が生存する限り年金給付を継続）とし、また、投資元本（自己拠出金+補助金）を毀損させない設計となっている。このように高齢者の生活保障機能を重視した私的年金の加入に政府が経済的支援（補助金または所得控除）を行うことで普及を図る制度である。

3—2023 年の改革案

2023 年にショルツ政権の下、私的年金に関するフォーカスグループが発足した。連邦財務省を中心に関係省庁、関連業界団体、有識者などで構成され、ドイツ国民の現役引退後の生活保障を検討することが目的である。リースター年金は前述の 2014 年以降、契約件数はほぼ頭打ち状態となっている。その課題として、各月の給付額の低さ、低金利環境下での運用実績の低迷、補助金体系の複雑さなどが挙げられる。

フォーカスグループは検討会を重ねた後、2023 年 7 月、最終報告書を提出した。この報告書の中でリースター年金に関しては、補助金体系の簡素化、商品比較や助言体制の整備などとともに以下の点が掲げられている。

- 1) 終身での給付を必須要件とはせず、一括での給付あるいは有期での給付（加入者が生存していても所定の期間満了をもって給付を終了）を認める。
- 2) 投資元本（自己拠出金＋補助金）の 100%保証を求めず、保証率ゼロも可能とする。
- 3) 幅広い層の老後資産形成に向け自営業者にも対象を拡大する。

背景として、低所得層には別途、基礎年金を導入することで対応し、リースター年金は中間層が従前よりも高い運用成果を基に退職後資産を充実させる方策として位置付けられたことがある。その目的においては、終身年金や投資元本保証に関するコストは運用効率を減退させるものとして最小化が求められるところとなった。

立法手続きは 2024 年中とされているが、現段階でフォーカスグループの最終報告書通りの法令化が決定したわけではない。ドイツ保険協会（GDV）は、引き続き終身年金の必須要件化と、投資元本の保証について 80%下限を主張している。但し、ドイツ保険協会（GDV）もフォーカスグループの一員であり、議論に加わる中で最終報告書が出来上がったことを踏まえれば、その主張通りに変更される可能性は高くないものと予想される。

4—所見

第 2 章で述べた 2016 年における生命保険協会の提言においては、公的年金を補完する私的年金に求められる基本的な機能として、終身性、安定性、普及可能性の 3 点を挙げている。これに基づき、2023 年 7 月のリースター年金改革案を評価するならば以下の通りと思われる。

終身性： 長生きリスクを加入者の負担とするため×

安定性： 元本毀損リスクを加入者の負担とするため×、但しドイツ保険協会（GDV）主張のように 80%まで保証されるのであれば△

普及可能性： 自営業者に対象を拡大する点で高評価なるも、国民にとってわかりやすい制度となるか予断を許さないため△

《公的年金を補完する私的年金に求められる基本的な機能》

2023リークスター年金改革案

1. 終身性	人は何歳まで生きるか予測できないため終身給付が必要	×
2. 安定性	運用成果等によって大きく減少することがない安定的な給付が必要	× (△*)
3. 普及可能性	全国民を対象とし、シンプルでわかりやすい制度であることが必要	△

* 元本保証率の下限80%の場合

(資料) 生命保険協会「安心社会を実現するための社会保障制度の構築に向けてー公的年金を補完する『長寿安心年金』の創設ー」(2016年2月)4頁より抜粋し、右に筆者が評価を記入

年金制度とは何か普遍的な定義があるわけではない。終身年金の維持は難しい課題³であり、コストを削減して運用効率を向上させようという方針も誤りとは言えない。とはいえ長生きリスクも投資元本の毀損リスクも国民に戻しておいて老後保障を担う年金制度と呼んでよいものであろうか。

ここで参考になるのは米国の状況である。高齢者が一時払いで資金を投入することにより、米国では定額年金の販売額が過去最高を更新しつつ増加している。確定拠出年金の運用などで蓄積したと思われる資金を定額年金に変換することで、長生きリスクに備える終身年金を選択でき、投資元本は確保される。大きな運用成果は期待できないものの、高齢者が働いて損失を取り返すことは困難であることから、退職後の老後保障ニーズには適している。

一時金を蓄積するまでを第1段階、定額年金に一時金を投入した後を第2段階とした場合、2023年改革案が描くリークスター年金像ー終身性を失い安定性にも乏しいーは、第1段階に傾斜した対応と言ってよいだろう。換言すれば、コストを圧縮しリスク性資産の活用で運用実績の向上を目指す姿は、確定拠出年金など現役時代の資産形成手段に様相が近い。

わが国においても年金制度の手本より、今後はむしろ新NISAー税制優遇措置とともにリスク性資産への投資を促すーなどとの比較で論じることが自然になっていくのかもしれない。

以上

³ 第19回税制調査会(2015年9月10日)資料「働き方の多様化など近年の環境変化と引退後所得保障制度ー企業年金の枠を超えてー」(執筆は慶応義塾大学法科大学院/森戸英幸教授)には「理屈からすれば「長生きリスク」に備えるには終身年金がベストだとしても、諸外国の例などからしても現実にはなかなかそのとおりにいかない。」とある。